

平成 29 年 4 月 26 日（水） 1700
参議院議員会館 B109 会議室

「民進党・日本の農業のあり方と安全な食を研究する議員連盟」

設立総会・第 1 回総会 次第

進行：徳永工リ

1. 役員選任
2. 新会長あいさつ
3. 講演「農と食の課題」（仮題）

谷口信和（タニグチ ノブヒサ）東京農業大学教授

4. 主要農作物種子法廃止に伴う議員連盟への要請

印鑰智哉（インヤク トモヤ）日本の種子を守る有志の会

5. 意見交換
6. 今後の議連の進め方について
7. その他

日本の食と農の現局面と政策的な課題に寄せて

東京農業大学教授（東京大学名誉教授） 谷口信和

I. 食料・農業・農村基本法の歴史的な地平

1. なぜ「食料・農業・農村」の順か

農業基本法の時代から食料・農業・農村基本法の時代へ

過剰と不足は循環的な性格のもの（食料問題と農業問題の交互性）

1983年以降 EUの穀物輸出地域化＝日本を除く先進国における構造的な農産物過剰

→ 農産物不足の時代＝作ることが優先の時代＝農業から始める時代

農産物過剰の時代＝需要に見合った生産の時代＝消費を起点とした農業生産

日本：1986年度 2620.9kcal／1995年度 2670.4kcal（ピーク）／2015年度 2639.3kcal

グローバル化・円高 バブル崩壊＝格差拡大社会の開始

熱量ベース自給率 51% 43% 39%

→ 見かけの過剰（生産制限）と実質的な不足（自給率低下・低水準）の併存

→ 水田転作の意義と食料安全保障／過剰な農地（耕作放棄地）と不足する担い手

2. 歴史的な意義と弱点

①食料を起点とした農業・農村政策の時代へ

しかし、食料とは原料農産物ではない：極度の生鮮志向・産直志向の問題性

畜産物の位置づけが低いことと相まって、農産物加工の低い位置づけ

6次産業化の意義と一層の具体化（現場実態に沿って）

②中山間地域に限定した形での農業の多面的機能の評価・政策的支援の開始

地域限定が外れたのはやっと 2014年度から／徹底性に弱点あり

民主党の「農業者戸別所得補償」の考え方の意義

③WTO対策としての各国の「多様な農業の共存」の哲学提起

②と連動しているはずだが、国内農業の多様性を認める視点が弱い

④食料自給率向上を軸とした基本計画の5年ごと策定

自給率向上への確固とした意志と方針が提起されていない（飼料用米政策の揺らぎ）

食料自給力といった「概念」操作に陥っている

⑤食料の「安全性」問題が基本法には位置づけられていない

基本理念：第2条 食料の安定供給の確保、第3条 多面的機能、第4条 農業の持続的な発展、第5条 農村の振興

やっと第16条 食料消費に関する施策の充実 ←第15条 基本計画の後

「国は、食料の安全性の確保及び品質の改善を図るとともに、・・・」

基本法の成立・施行 1999年（2000年のWTO交渉開始に合わせた）

2001年9月＝BSEの発生 五感では確かめられない食品の安全性の時代へ

1996年～GMO商業栽培の世界的な開始

本来、基本法改正の真剣な議論が行われるべき

II. アベノミクス農政の現局面

1. 農政の骨格と政策立案・実施主体の変容

(1) 農政の骨格と性格

① 民主党農政へのリベンジ的性格（徹底した岩盤へのドリル攻撃⇔岩盤構築の重要性）

NN 予算 6000 億円復活の執念とこだわり← 適切な土地改良の上での構造改革

② 新自由主義路線の強化（トランプとの差違＝先進国の中での異質な存在）

TPP を軸としたグローバリゼーション＝自由化万能論

外需主導型国内農業発展路線

家族経営と支援組織たる農協の否定・解体＝農業経営を弱肉強食型自由競争に投げ込む

⇔農協への支援を前面に改良提案を＝民進党と農協陣営の対話の重要性

③ トップダウン＝上から目線の徹底→規制改革推進会議暴走型農政

「全農会長には改革を推進する方が選ばれることを期待する」（4.7 農業 WG 座長金丸恭文）

⇔規制改革推進会議の暴走への徹底した批判の重要性

現場の農協には規制改革推進会議への怒りが充満

④ 個別経営体に対する視点の先行＝地域農業の視点希薄

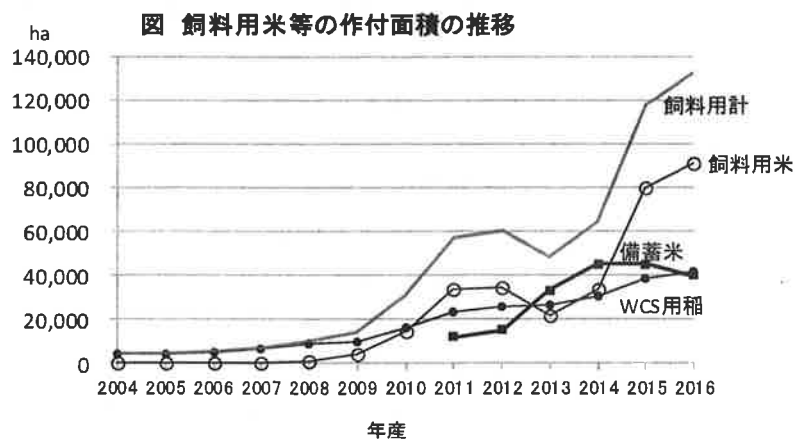
＝②の結末 → おごなりの地方創生の取り組み＝あきれた地方創生相・復興相発言

⇔地産地消・スローフード型農業発展の重視（直売所と移動販売車の意義）

⇔ 対抗軸＝地域農業の問題解決を軸としたボトムアップ型運動：徹底した地域目線

2. 政策的な蹉跌

(1) 飼料用米政策の揺らぎ



（出所）経営所得安定対策の支払実績面積などによる。

(2) 統計

予算と人員削減の結果、時代が必要としている統計をも調査中止→ 復活

- ・市町村別農業産出額統計 2006 年まで、2014 年復活（2007～13 年中止）
- ・畜産統計 プロイラー 2010～2012 年中止、2013 年復活
- ・食品ロス統計 2010～15 年中止、2016 年復活

(3) 農協つぶし

Ⅲ. 焦眉の政策的課題

1. 担い手政策の根本的な転換

① 多様な担い手論

担い手 = 「担い手」 + 多様な担い手 から

多様な担い手 = 「担い手」 + その他の担い手 へ

「担い手」 = 企業的性格：営利企業（家族経営を含む）

家族経営とその法人化／農業者を核とした法人化／一般企業等の農業参入
地域的企業の共同出資（JA 出資型法業法人）

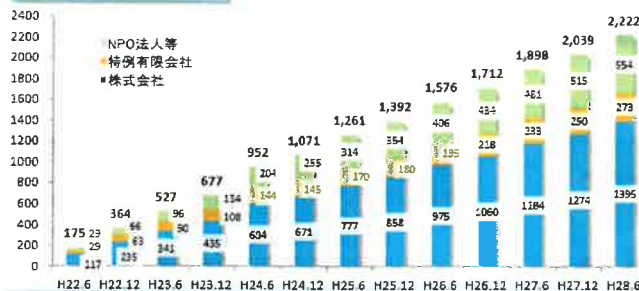
その他の担い手：市民農園（神奈川県：市民農園→中高年ホームファーマー→
農業サポーター）

農福連携法人（経営）、体験農業、

一般法人の農業参入の動向

改正農地法施行（平成21年12月）後、改正前の約5倍のペースで一般法人が参入（新たに2,222法人）するなど、農地を利用して農業経営を行う法人は着実に増加

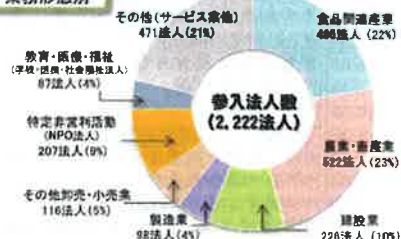
○一般法人数の推移



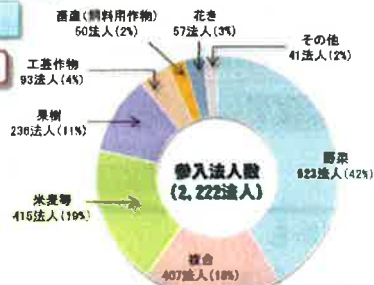
	改正農地法施行前 (H15.4～H21.12)	改正農地法施行後 (H21.12～H28.6)
参入法人数	436	2,222
うち株式会社	250	1,395
1年当たり平均参入数	65	342

○改正農地法施行後の参入法人の業務形態別・営農作物別内訳

業務形態別



営農作物別



資料：農林水産省経営局調べ（平成28年6月末現在）

② 新規就農研修事業の位置づけの飛躍的な拡大

JA 出資型農業法人の特別な意義

2. 自給率向上への本格的な転換

政治的・軍事的にきな臭い動きが急進展 → 自給率向上を考える良い機会

3. GMO 対応の明確化

1996 年の商業栽培開始以来 2014 年の 1 億 8,150 万 ha まで激増

2015 年 1 億 7970 万 ha で初めて減少(20 途上国+90 万 ha、8 先進国-270 万 ha)

アメリカでの表示義務づけ運動の進展と連邦レベルでの巻き返し

きちんとした表示が課題に

4. 農業 8 法案

戦後レジーム解体の下にあらゆることが実施されている（主要農産物種子法・・・）

(参考)

民進党地方自治体議員フォーラム・農業分科会報告レジュメ

2017年5月9日

日本農業の分岐点～TPP 以後の通商交渉と農業改革の行方～

“アベノミクス農政の問題点と地域農業改革を考える”

東京農業大学 谷口信和

- I. 農協改革→(農業改革)→農協改革の軌跡
- II. 農業・食料問題の現場に見る新しい芽
- III. 日本農業をめぐる 4つの課題と JA による農業経営の可能性

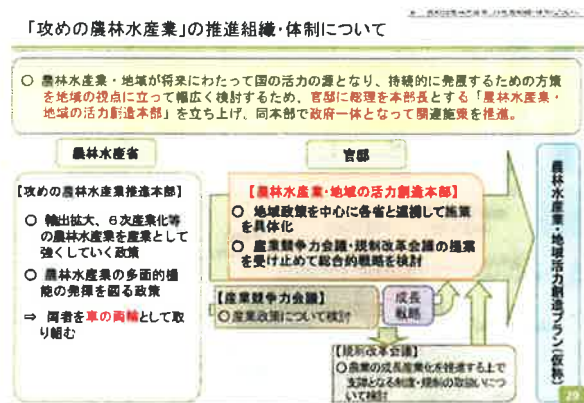
どてら質に入れて 軍鶏鍋食った 軍鶏食って 軍鶏食って 眠られぬ(俗謡)

梅干しなれども 昔は花よ ○泣かせた こともある(都々逸坊扇歌)

勝てる将棋も ○一枚が なくて悔しい 年の暮れ (谷口安閑坊)

I. 農協改革→(農業改革)→農協改革の軌跡

1. 産業競争力会議の後退・規制改革(推進)会議の突出



当初の両輪体制から

規制改革推進会議の一輪体制へ

規制改革会議＝安倍首相の言う「岩盤」破壊

→アベノミクス農政の当然の帰結(本気)

当初の農協攻撃＝TPP 推進を錦の御旗

現在の農協攻撃＝総合農協の解体

2. 官邸主導型農政システムの完成

(1) アベノミクス農政の推進力

2012.12.26 第2次安倍内閣発足

2013.6.28 「国家公務員制度改革について」の決定

2014.4.11 国家公務員制度改革関連法成立

2014.5.30 内閣人事局設置

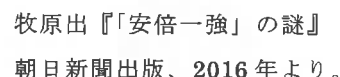
表 アベノミクス農政下における農業・農協改革の推移

年	月日	政策決定状況
2012	12.26	第2次安倍内閣発足
2013	1.23	産業競争力会議設置
	1.24	規制改革会議設置
	3.15	安倍首相TPP参加表明
	5.21	農林水産業・地域の活力創造本部設置＝官邸主導型農政の確立
	7.23	日本のTPP交渉参加
	12.10	活力創造プラン決定(4つの改革＝農政改革)
2014	5.14	規制改革会議WG農協改革案＝官邸主導型財界直結農政完成
	6.24	活力創造プラン改訂(3つの改革＝農業改革)
	12.24	第3次安倍内閣発足
2015	2.09	農協法改正案全中受け入れ
	8.28	改正農協法成立
	10.05	TPP大筋合意
	11.25	「総合的なTPP関連対策大綱」
2016	1.18	自民党農林水産業骨太方針策定PT発足(秋までに方針決定)
	2.04	TPP担当閣僚署名式
	3.08	TPP関連法案国会提出
	3.31	規制改革会議・指定生乳生産者団体制度廃止提案
	4.01	改正農協法施行
	11.08	トランプアメリカ大統領に当選
	11.10	TPP関連法案衆議院可決
	11.11	規制改革推進会議農業WG・農協改革等に関する意見
	11.21	トランプTPP離脱発言
	11.25	自民党「農業競争力強化プログラム」了承
	11.29	活力創造プランの改訂
	12.09	TPP関連法案参議院可決
2017	1.23	トランプTPP離脱大統領令署名
	2.02	国会提出予定法案の自民党への提示
	2.10	農業競争力強化支援法案衆議院提出
	4.11	同上衆議院可決

(注)太字は規制改革(推進)会議に関連する事項。

(出所)筆者作成。

〈図-3〉省庁幹部人事決定の仕組み



- 内閣官房の定員＝2000年 186人、2012年 807人（小泉改革の影響）、2015年 1007人

④小選挙区制下の候補者決定：総裁の決定的影響力＝自民党農林族の凋落

十一月十一日、農協改革が大規模となる。爆弾が投下された。

政府の規制改革推進会議の農業ワーキング・グループ（WG）が公表した「農協改革に関する意見」がそれだ。

「過激な内容に、農業団体、農林族議員は大騒ぎとなりま

農協改革大荒れの影に秘密主義者 奥原康水次官

「彼も認めたように『維新がけ』の役職なんだから目立たないところで汗をかいて、咬ませ犬になりきって同僚を呼び、見えないところで協力者と手を握るんだ」

初当選から七年、津次郎氏は正念場を迎えている。

場で、抵抗勢力を排除した。「実力者」のところに持って「なんとかしてくだささい」と泣きつく。しかも連日。こういった動きが逐一耳に入っていることを、やっている側は気づかない（十月二十八日、慎重派を「悪者」に仕立て、農林族の敵意を増幅させた挙句が今回の結果だった。自民党のベテラン秘書はこう嘆く。

「彼も認めたように『維新がけ』の役職なんだから目立たないところで汗をかいて、咬ませ犬になりきって同僚を呼び、見えないところで協力者と手を握るんだ」

した。これまでWGでも議論されていなかった内容が劇的に盛り込まれていたからで（農政担当記者）

JA全農は一年以内に共同購入の窓口に徹する組織に転換すべき、などの内容に、十八日に開催された公開党の農林水産部会では、次のような叱責が農水省幹部に飛んだ。

「この紙はWGの金丸恭文座長（フューチャー・アーキテクト会長）が十一日に急に出したとの話がある」

「これは、原案は誰が作ったのか、WGの委員にこれだけ農協に精通した内容を書けるとは思えない」（自民党議員）との疑念からだ。

関係者によれば、この原案を金丸座長に振り付けたのは、農水省の奥原正明事務次官だという。一九七九年入省の奥原氏は、経営局長時代に農地中間管理機構（農地バンク）の創設や、JA全中を頂点とする農協制度の六十年ぶりの抜本改革を実現させた農水省きっての農協解体派だ。

一方で敵も多く、「なんでも自分一人を進める秘密主義者。また議員の細かい動向まで把握している。相手によって話の内容を変えながら、自分

が言ったことをよく逐一覚えていられるものだ」（農水省関係者）と、警鐘を鳴らす人物だ。

昨年、同期入省の本川一善氏が事務次官に就いた時には、次官の目はなくなったとの見方がもっぱらだったが、異色官僚を好む菅義偉官房長官の後押しがあり、今年六月、異例の同期次官誕生となった。

「農業が産業化し、農水省が要らなくなるのが理想だ」と公言して、際々「経産省の人」（前出・農水省関係者）と言われる奥原氏。



農水省 農水大臣 奥原康水

農業競争力強化プログラム（概要）

農業者の所得向上を図るためには、農業者が自由に経営展開できる環境を整備するとともに、農業者の努力では解決できない構造的な問題を解決していくことが必要である。

このため、生産資材価格の引下げや、農産物の流通・加工構造の改革をはじめ13項目について以下のとおり取り組み、更なる農業の競争力強化を実現する。

1. 生産資材価格の引下げ（肥料、農薬、機械、飼料など）

- (1) 生産資材価格の引下げ
- 国際水準への価格引下げを目指す
 - 生産資材業界の業界再編の推進
 - 生産資材に関する法規制の見直し
 - 入札等により資材を有利に調達
 - 国の責務、業界再編に向けた推進手法等を明記した法整備を推進

(2) 全農改革（生産資材の買い方の見直し）

- 全農は、
- 農業者の立場に立って、共同購入のメリットを最大化
 - 外部の有為な人材も登用し、資材メーカーとの確に交渉できる少数精鋭の組織に転換
 - 入札等により資材を有利に調達
 - 農協改革集中推進期間に十分な成果が得られるよう年次計画を立てて改革に取り組む

2. 流通・加工の構造改革（卸売市場関係業者、米卸業者、量販店など）

- (1) 生産者に有利な流通・加工構造の確立
- 効率的・機能的な流通・加工構造を目指す
 - 農業者・団体から実需者・消費者に農産物を直接販売するルートの拡大を推進
 - 中間流通（卸売市場関係業者、米卸業者など）について、抜本的な合理化を推進し、事業者の業種転換等を支援
 - 量販店などについて、適正な価格での販売を実現するため、業界再編を推進
 - 国の責務、業界再編に向けた推進手法等を明記した法整備を推進

(2) 全農改革（農産物の売り方の見直し）

- 全農は、
- 中間流通業者への販売中心から、実需者・消費者への直接販売中心にシフト
 - 必要に応じ、販売ルートを確立している流通関連企業を買収
 - 委託販売から買取販売へ転換
 - 輸出について、国ごとに、商社等と連携した販売体制を構築
 - 農協改革集中推進期間に十分な成果が得られるよう年次計画を立てて改革に取り組む

3. 人材力の強化

- 新規就農者が営農しながら経営能力の向上に取り組むために、各県に「農業経営塾」を整備
- 法人雇用を含めた就業等を支援
- 外国人技能実習制度とは別の外国人材活用スキームの検討

4. 戦略的輸出体制の整備

- 平成31年の1兆円目標に向けて、本年5月の「農林水産業の輸出強化戦略」を具体化
- 日本版SOPEXAの創設（農業者の所得向上に繋がるランディング・プロモーション、輸出サポート体制）

5. 原料原産地表示の導入

- 消費者の選択に資するため、全ての加工食品について
- 重量割合上位1位の原材料について、国別の重量順に表示することを基本
 - 実行可能性を考慮したルールを設定

6. チェックオフ（生産者から拠出金を徴収、販売促進等に活用）の導入

- チェックオフを要望する業界における検討手順（推進母体・スキーム・同意要件）を定め、一定以上の賛同で法制化に着手

7. 収入保険制度の導入

- 適切な経営管理を行っている農業経営者の農業収入全体に着目したセーフティネットを導入
 - ・ 黄色申告している農業経営者が加入
 - ・ 農業収入全体を対象
 - ・ 過去5年の平均を基準収入とし、収入減の一定部分を補てん
 - ・ 保険方式と補立方式とを併用
- 併せて、現行の農業共済制度を見直し
 - ・ 米麦の共済制度の強制加入を任意加入に変更

8. 土地改良制度の見直し

- 農地の集積・集約化を進めるため、農地集積バンクが借りている農地のほ場整備事業について、農地所有者等の費用負担をなくし、事業実施への同意を不要とする

9. 農村の就業構造の改善

- 農村に就業の場を確保するため、工業等に限定せず、サービス業等についても導入を推進

10. 飼料用米の推進

- 多収品種の導入等による生産コスト低減、耕種農家・畜産農家の連携による畜産物の高付加価値化を図る取組等を推進

11. 肉用牛・酪農の生産基盤強化

12. 配合飼料価格安定制度の安定運営
- 肉用牛・牛乳乳製品の安定供給を確保するため、繁殖雌牛の増頭、乳用後継牛の確保、生産性の向上、自給飼料の増産等を推進
 - 配合飼料価格安定制度の安定的な運営

13. 生乳の改革

- 生産者が自由に出荷先を選べる制度に改革
- 指定団体以外にも補給金を交付
- 全量委託だけでなく、部分委託の場合にも補給金を交付

3. 農業競争力強化プログラムから

実施 8 法案へ

＝規制改革推進会議暴走型農政へ

(1) TPP 関連政策大綱との関連はどこ

へ行った

①TPP 関連対策大綱

TPP の質的・量的影響評価をきちんと行わず、2015 年度補正予算で当面の対策に止めた宿題が自民党の「農林水産業骨太方針」だったはず

→ ○衆参両院での TPP 審議を経ても明らかにならなかった

「正確な影響」評価

○農業競争力強化プログラムがどのような影響を克服するものかは不明

○TPP の「丁寧な説明」とは同じことの「繰り返しの説明」ではない

②漂流する TPP にしがみついた安倍政権

a. 自由貿易と競争主義に取りつかれた首相

自由貿易による外需拡大論（内需縮小論）+ 協同組合の意義を認めない会社万能主義

b. 日米経済対話の行方

(2) 現在のアベノミクス農政の特徴

① 民主党農政へのリベンジ的性格（徹底した岩盤へのドリル攻撃⇔岩盤構築の重要性）

② 新自由主義路線の強化（トランプとの差違＝先進国の中での異質な存在）

家族経営とその支援組織たる農協の否定・解体＝農業経営を弱肉強食型自由競争に投げ込む

⇔農協への支援を前面に改良提案を＝民進党と農協陣営の対話の重要性

③ トップダウン＝上から目線の徹底→規制改革推進会議の暴走型農政

「全農会長には改革を推進する方が選ばれることを期待する」（4.7 農業 WG 座長金丸恭文）

⇔規制改革推進会議の暴走への徹底した批判の重要性

④ 個別経営体に対する視点の先行＝地域農業の視点希薄

＝グローバリゼーション＝辺倒、輸出頼みの需要拡大への傾斜による農業振興

⇔地産地消・スローフード型農業発展の重視（直売所と移動販売車の意義）

⇔ 対抗軸＝地域農業の問題解決を軸としたボトムアップ型運動：徹底した地域目線

農業競争力強化プログラムの実施のための法整備

（平成28年11月29日農林水産省・地域の活力創造本部決定）

農業者の所得向上を図るため、農業者が自由に経営展開できる環境を整備するとともに、農業者の努力では解決できない構造的な問題を解決していくことが必要。このため、生産から流通・加工、消費にわたる13項目の構造改革を進め、更なる農業の競争力強化を実現。

これらの改革を着実に実現するため、以下の法案の次期通常国会への提出を検討

・生産資材価格の引下げ

・流通・加工構造の改革

・土地改良制度の見直し

・農村の就業構造の改善

・戦略的輸出体制の整備

・生乳の生産・流通改革

・収入保険制度の導入

農業競争力強化支援法案（仮称）

・良質かつ低廉な農業資材の供給又は農産物流通等の合理化に関し、国の責務及び国が擔すべき施策等

・農業生産に関連する事業の再編等を促進するための措置等

農業機械化促進法を廃止する等の法律案
主要農作物種子法を廃止する法律案

土地改良法等の一部を改正する法律案

・農地中間管理機構が賃借権等取得した農用地を対象とする土地改良事業の円滑化等

農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律案

・農村地域への導入を促進する産業の業種の拡大等

農林物資の規格化等に関する法律及び独立行政法人農林水産消費安全技術センター法の一部を改正する法律案

・農林水産物の国際競争力の強化を図るための JAS 規格の制定範囲の拡大等

畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律案

・加工原料乳を対象とする生産者補給交付金の交付対象となる事業者の範囲の拡大等

農業災害補償法の一部を改正する法律案

・農業者の農業収入の減少が農業経営に及ぼす影響を緩和するための農業経営支援保険（仮称）の事業の創設等

II. 農業・食料問題の現場に見る新しい芽

1. 農地中間管理機構の苦戦は何を意味するか

(1) 農地中間管理機構の実績

2015 年度

担い手への集積増加面積 7.97 万 ha

機構 2.67 万 ha その他 5.30 万 ha

流動化に関する予算は機構へ集中しているが

(農地集積協力金・・・)

JA の善戦＝農地所有者が意見を言える組合員として参加する JA に対する信頼

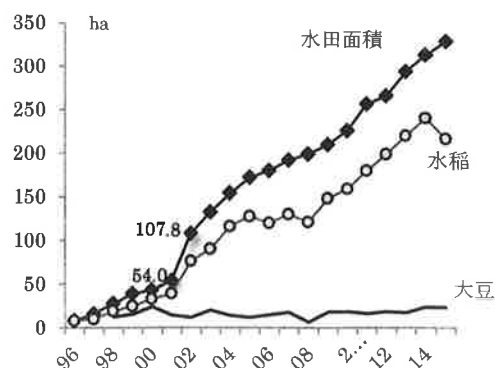


図 富山県 GPN 経営の経営面積

(2) 農地流動化の新たな特徴

貸付農地面積の大規模化＝不可避的な動向 ⇒ 農地流動化は倍々ゲームへ

1990 年代：滋賀県湖北地方／2000 年代：北陸・東海／2010 年代：東北

a. 借入経営は特別な大規模経営に純化しつつある

これまでのような農地流動化対策では不十分

JA 出資型法人の特別の意義

b. 2010 年以降の耕作放棄地再拡大局面への移行の背景

c. 条件不利地域では地域農業の崩壊＝地域社会の崩壊に連動しかねない事態へ

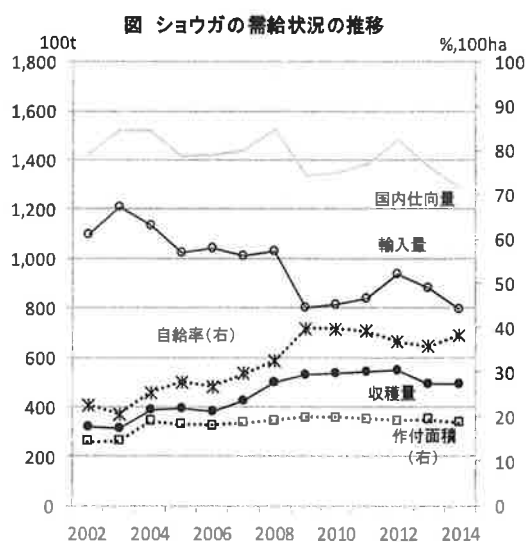
都府県の中山間地帯＝集落営農のネットワーク化・広域化対応（島根県・広島県）

北海道の純農業地帯＝「集落営農」的取り組みで農業就業人口・コミュニティ維持

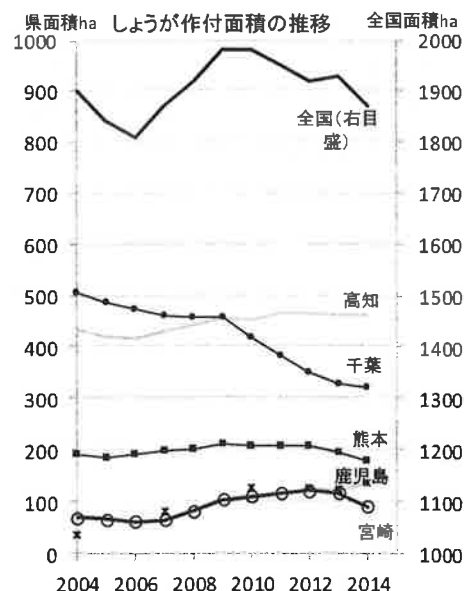
⇒ 改めて集落営農の意義が見直されるとともに、新たな方向の模索開始

農業労働力排除型の規模拡大ではなく、雇用創出型規模拡大の必要性・意義

2. ショウガの生産出荷動向の意味＝輸出志向型自給率向上と輸入代替型自給率向上



(出所) 農畜産業振興機構「ベジ探」、農水省「植物検疫統計」、
「野菜生産出荷統計」により作成。



(出所) 「野菜生産出荷統計」による。

葉ショウガ 新ショウガ 金時（黄金）ショウガ



2014年産ショウガの主要生産県

県名	作付面積 ha	出荷量 t	単収 kg/10a
高知	462	16,100	4,370
千葉	320	1,980	1,110
熊本	177	4,460	3,250
鹿児島	134	3,120	2,550
宮崎	89	2,510	3,110
茨城			
静岡			
和歌山	41	2,730	7,130

2012年産まで国内消費仕向量の安定的推移

- ← 輸入量の傾向的な低下（中国山東半島における連作障害発生・買占めと価格高騰）
（塩蔵＝紅ショウガ、お好み焼き → 酢漬＝ガリ、回転ずし）
- ← 作付面積微増の下での収穫量増大
- ← 消費者の小塊茎ショウガ志向＝密植栽培による単収増加：金時ショウガ
- ← 自給率の上昇（22.6→38.4%）

成熟した消費水準の農産物＝低価格大量消費から高価格少量消費への移行

→国内生産拡大の可能性（GIの活用の意義）

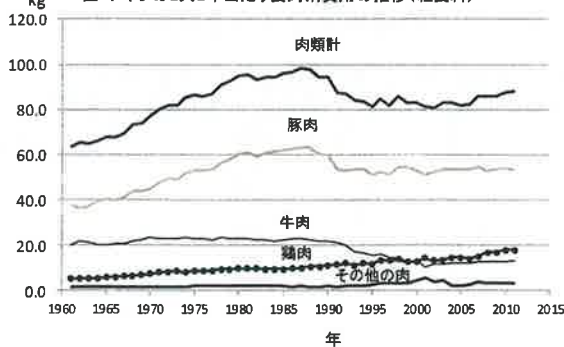
3. 食肉消費動向の質的・量的な転換をどうみるか

図3 食肉の1人当たり年消費量の推移（純食料）



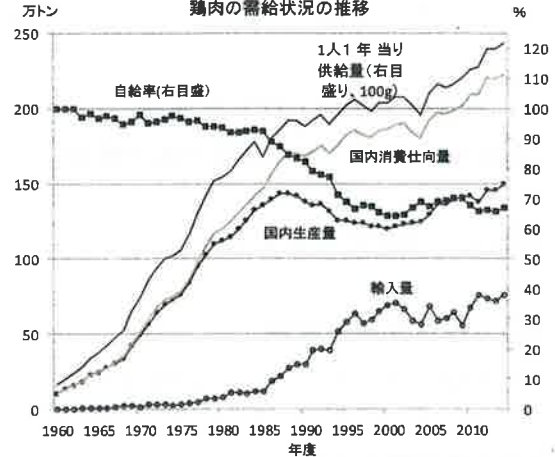
(注)1.その他の肉とは馬、めん羊、ヤギ、うさぎをさす。
2.1985年度以降については脂肪除去の増加という流通実態に対応した
見直しを行ったため、84/85年度の間で不連続となっている。
(出所)「食料需給表」平成26年度による。

図4 ドイツの1人1年当たり食肉消費量の推移（粗食料）

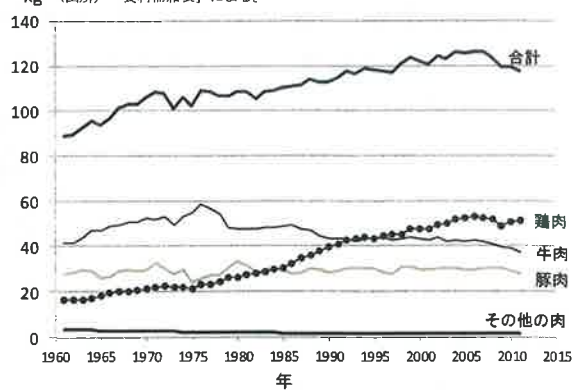


ヨーロッパ・旧大陸系

鶏肉の需給状況の推移



kg (出所)「食料需給表」による。



アングロサクソン・新大陸系

(1)1996～2009 年度＝肉類消費飽和期到達？

～2000 年度＝豚肉・鶏肉消費の飽和期到達、牛肉消費のみ増加傾向

2001 年度＝国内で牛 BSE 発生→ 牛肉消費の大幅後退（アメリカからの輸入中止）

(2)牛肉消費の後退をまずは豚肉が代替、次いで鶏肉が代替

2012 年度＝純食料ベースで鶏肉が豚肉を超えて第 1 位の地位へ

○肉類消費の増加局面へ転換

○鶏肉は国内生産量拡大へ、自給率も増加へ（品目別＋カロリーベース）

(3)飼料用米の活躍の場が生まれる

様々な背景：100g 当たりカロリー量＝牛肉 281.7kcal；豚肉 228.3kcal；鶏肉 162.7kcal

価格＋ヘルシー志向（鶏肉の消費増加は欧米先進諸国共通の現象：日本は後発）

鳥インフルエンザによる安定的な輸入確保の困難（家畜感染症の新たなリスク拡大）

適切な消費動向を把握すれば、畜産でも国内生産拡大の新たな可能性が生まれるか

（牛肉における輸入代替型国産振興方針：極度の A3～A5 狙いの緩和／赤身志向の重視）

→群馬・赤城牛の挑戦＝生産者の信仰を消費者に押し付けない、おいしい感覚の科学化

4. 農産物直売所の巨大な意義

(1)農産物流通に占める直売所の意義

10%を超える存在

(2)JA の直売所の確かな地位

(3)多様な規模の意義

10 億円以上から 100 万円程度まで

(4)地産地消の意味

- ・流通経費縮小＋顔の見える関係＋市場情報の直接入手＋地場産への期待（安全・安心新鮮）＋伝統野菜・食品（多様性の実現）＋生産者の自主的価格決定（再生産可能価格）

神奈川県 JA さがみ

わいわい市出荷者 A,B

販売 4,000～7,000 万円

のうち直売所の割合は？

- ・すでに大規模生産者も各地で直売所に参加している（部会組織の柔軟な対応が必要）

表 肉類100g中の栄養成分量（食料需給表：2014年度）

肉類内訳	熱量 kcal	たんぱく質 g	脂質 g
肉類計	211.7	18.4	14.2
牛肉	281.2	16.9	22.2
豚肉	228.3	18.1	16.1
鶏肉	162.7	19.3	8.7
その他の肉	188.3	18.7	11.5
鯨肉	106.0	24.1	0.4

（出所）「食料需給表」平成26年度による。

農産物直売所の販売動向（億円／％）

年度	合計	農協等	農協	農協・割合	農協・指数	対産出額％
2010	8,176	7,112	2,538	31.0	100	9.6
2011	7,927	6,899	2,491	31.4	98.1	9.8
2012	8,448	7,272	2,953	35.0	116.4	9.6
2013	9,026	7,765	3,166	35.1	124.7	10.3
2014	9,356	8,042	3,266	34.9	128.7	10.8

（出所）「6次産業化総合調査」による。

農業産出額に対する直売所の販売額割合（2014年・年度、億円／％）

道県	農業産出額	直売所計	農協等	直売所計％	農協等％
北海道	11,229	264	174	2.4	1.5
茨城	4,309	306	260	7.1	6.0
鹿児島	4,281	231	204	5.4	4.8
千葉	4,161	415	329	10.0	7.9
宮崎	3,362	144	116	4.3	3.5
熊本	3,306	329	259	10.0	7.8
愛知	3,017	475	439	15.7	14.6
青森	2,884	133	115	4.6	4.0
新潟	2,863	195	164	6.8	5.7
長野	2,818	352	310	12.5	11.0
全国	86,370	9,356	8,042	10.8	9.3

（注）1.きのこ類を含めた農業産出額。

2.産出額は年、直売所は年度のため、厳密には対応していない。

（出所）「生産農業所得統計」、「6次産業化総合調査」により算出。

Ⅲ. 日本農業をめぐる 4 つの課題と地域農業の担い手—とくに JA による農業経営に注目して

4 つの課題：JA の強みを活かした解決

強みとは＝a.多数の正・准組合員を擁する

：信用・共済／直売所

多様な担い手の存在

b.地域に根ざしている

：経済事業だけでなく、地域の
生活・福祉全般に関与

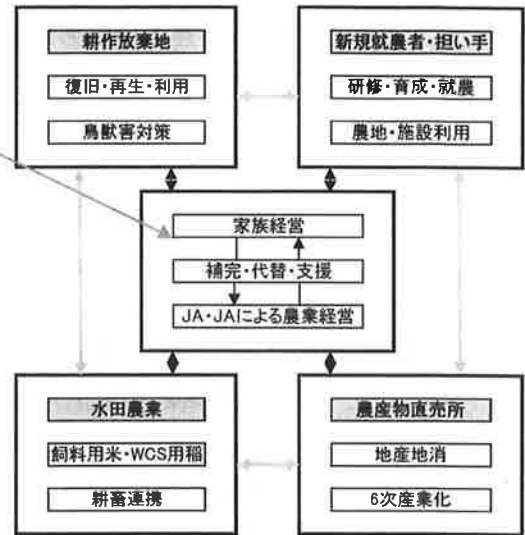
c.総合農協の有利性

：地域の生活を支える、営農
指導事業の可能性

d.協同組合間協同の可能性

：単なる競争関係ではない企
業間提携

図 家族経営の危機と地域農業をめぐる問題構図



出所：筆者作成。

注：1)太い矢印 ←→ は4つの領域を貫く関係を示している。

2)水田農業のところは地域に応じて畑作・果樹作・酪農などとなる。

これらを総合的に追求する最先進経営

＝（有）信州うえだファーム

最先進経営・最先進地域・最先進農協・最先進自治体ではこの 4 つの課題に総合的に挑戦

アベノミクス農政の致命的弱点＝経営の視点はあがあるが、地域農業の視点が著しく希薄なこと

1. JA による農業経営の展開

設立年	設立数							現在数						
	JA出資型法人					JA直営型経営	JAによる農業経営	JA出資型法人					JA直営型経営	JAによる農業経営
	主導型	非主導型	一般経営	集落営農	計			主導型	非主導型	一般経営	集落営農	計		
1993	7	11	6	5	18		18	7	11	6	5	18		18
1994	1	1	0	1	2		2	8	12	6	6	20		20
1995	5	3	2	1	8		8	13	15	8	7	28		28
1996	6	5	4	1	11		11	19	20	12	8	39		39
1997	2	6	5	1	8		8	21	26	17	9	47		47
1998	5	3	0	3	8		8	26	29	17	12	55		55
1999	5	3	2	1	8		8	31	32	19	13	63		63
2000	9	2	1	1	11		11	40	34	20	14	74		74
2001	8	6	5	1	14		14	48	40	25	15	88		88
2002	3	8	8	0	11		11	51	48	33	15	99		99
2003	4	16	13	3	20		20	55	64	46	18	119		119
2004	10	20	9	11	30		30	65	84	55	29	149		149
2005	14	17	5	12	31		31	79	101	60	41	180		180
2006	22	37	4	33	59		59	101	138	64	74	239		239
2007	8	31	5	26	39		39	109	169	69	100	278		278
2008	7	23	7	16	30		30	116	192	76	116	308		308
2009	9	18	4	14	27		27	125	210	80	130	335		335
2010	12	29	5	24	41	18	59	137	239	85	154	376	18	394
2011	12	25	2	23	37	8	45	149	264	87	177	413	26	439
2012	13	27	2	25	40	7	47	162	291	89	202	453	33	486
2013	8	32	3	29	40	2	41	170	323	92	231	493	35	528
2014	15	24	4	20	39	0	37	185	347	96	251	532	35	567
2015	8	30	1	29	38	0	38	193	376	97	280	570	35	605
2016	4	0	0	0	4	0	3	197	376	97	280	574	35	609
総計	198	380	100	280	578	36	610	198	379	100	280	578	36	614

(注)1. 農業生産法人資格を有した法人又は経営を取り上げた。

2. 一般経営・集落営農は非主導型の内数。

3. 主導型はJAの出資割合が50%以上、非主導型は50%未満。

4. 総計には設立年等が不明の出資型法人、直営型経営を加えてあるため、各年の合計とは異なる。

(出所)2016年8月末現在で筆者らが集計したもの。

JA 出資型農業生産法人 1993 年農業経営基盤強化促進法・農地法改正により誕生

JA 直営型農業経営 2009 年農地法改正により誕生

2016 年 8 月末現在の設立数 出資型 578 法人＋直営型 50JA？

2015 年 1 月 1 日現在の農業生産法人数 15,106 の 4.2%！

概観

1990 年代：担い手不足対応（担い手不足地域＝中山間地域；現実には平地が多かった）

耕作放棄地化防止

農作業受託から農地賃貸借へ＝最後の担い手論（第 3 の担い手）

1 家族経営＋2 法人経営＋3JA 出資型農業生産法人

2000 年代：全地域での担い手不足→ 地域農業における担い手の一つ

耕作放棄地解消が課題となる＝鳥獣害、雑草被害、営農意欲低下、地域社会問題

JA が強力に地域農業に関与せざるをえなくなる

最後の守り手論（担い手育成機能の追加→ 新規就農研修事業の意義拡大）

2010 年代：最後の攻め手論

地域農業の 4 つの課題への総合的な対応＝守り手から攻め手へ

2. 耕作放棄地対策への挑戦＝JA 北つくばアグリファーム（株）（茨城県筑西市）

第1表 JA北つくばにおける農業経営事業の展開経過

年	月	事項
2009	6	農地法改正（JAによる直営が可能となる）
	10	組合員ニーズ調査
	12	改正農地法施行
		常勤役員へのJAによる農業経営の実施説明
2010	4	総代会決定（直営実施・経営規程承認）
	5	県知事による承認
		10年度水田4.1ha＋畑2.4ha＝6.5ha借入・作付
2011		11年度新規利用権設定7.5haのうち5.1haが耕作放棄・遊休農地
2012		11年秋に12年度借入募集を一時停止したため、増加面積が小さい
2013	4	出資型法人設立決定
2014	2	JA北つくばアグリファーム（株）設立
	12	理事会でJA北つくばアグリファーム（株）の業務支援決定
2016	1	2015年度決算黒字（税引後当期利益687万円）
（出所）JA北つくばの資料及び聞き取りによる。		

第4表 借受農地の性格別構成の推移

	年度	2011	2016
面積 ha	普通田畑	7.05	41.84
	耕作放棄地	1.06	0.95
	遊休農地	7.14	18.11
	計	15.25	60.9
割合 %	普通田畑	46.2	68.7
	耕作放棄地	7.0	1.6
	遊休農地	46.8	29.7
	計	100	100

（注）1. 荒廃農地のうち、全く管理がされていないのが耕作放棄地、草刈りなど少しでも手が入っているのは遊休農地と区分されている。
2. 2016年度の19.07haの荒廃農地のうち、6.89haは田、12.18haは畑であり、荒廃農地の63.9%を畑が占めている。

（出所）JA北つくばの資料により作成した。

第7表 作物別作付面積の転換

年度	面積 ha				作付面積割合 %			
	2010	2011	2015	2016	2010	2011	2015	2016
経営面積	6.59	14.12	41.15	59.97	—	—	—	—
作付面積	6.59	14.12	48.65	76.49	100	100	100	100
作物	4.17	6.86	10.62	28.10	63.28	48.6	21.8	36.7
水稲			1.88				3.9	
飼料用米			15.93	22.72			32.7	29.7
小麦			16.55	21.54			34.0	28.2
大豆	2.42	7.27	3.86	4.12	36.72	51.5	7.9	5.4
野菜	1.98	5.40	1.43	0.83	30.05	38.2	2.9	1.1
秋冬ネギ	0.44	1.58	0.59		6.68	11.2	1.2	
ショウガ		0.29				2.1		
サトイモ			0.35				0.7	
ニンジン			0.65	3.01			1.3	3.9
タマネギ			0.26				0.5	
チャガラシ			0.38	0.29			0.8	0.4
レタス			0.20	0.54			0.4	0.7
不作付面積								

（注）1. 経営面積は畦畔を含む登記面積。

2. 作付面積は内法の実質作付面積。

3. 大豆の半分程度は小麦の後作。

（出所）JA北つくばの資料による。

第8表 アグリファーム社員の月別労働時間と年間労働時間（時間）

年	月	社長	専務	主任	社員	3人の平均
2015	2	152	154	152	152	152.7
	3	169.5	168	176	176	173.3
	4	212	217	176	168	187.0
	5	188	190	220	216	208.7
	6	198.5	204	211	176	197.0
	7	188.5	185	209.5	196	196.8
	8	144.5	163	160	160	161.0
	9	156	148	180	172	166.7
	10	156	187	185.5	183.5	185.3
	11	99.5	171	177.5	177.5	175.3
	12	0	201	203.5	209.5	204.7
	2016	1	0	153	148	108
年間労働時間		1,665	2,141	2,199	2,095	2,145
1ヵ月平均		173.9	178.4	183.3	174.5	177.5
標準偏差		22.29	21.36	22.61	26.91	21.05
変動係数		0.1282	0.1197	0.1233	0.1542	0.1186

（注）1. 社長は11月から勤務できない状態になったため、1ヵ月平均・

標準偏差・変動係数は2015年2～10月までで計算した。

2. 3人の平均とは社長を除いた3人をさしている。

（出所）JA北つくばアグリファームの資料による。

- JA 直営型経営から JA 出資型法人へ
- 放棄地から普通田畑へ
- 畑作から水田作へ
- 水田転作への取り組み：二毛作化＝耕地利用率 127.5%へ
- 経営困難に対する強力な支援策＝受託農地支援料

第12表 JA北つくばアグリファームに対する受託農地支援料の実績と計画

事業年度	2015	2016	2017	2018	2019
農地面積 ㎡	新規受託農地	190,660	109,746	50,000	50,000
	継続受託農地	303,630	494,290	604,036	654,036
	受託農地計	494,290	604,036	654,036	704,036
支援料 円	新規受託農地	9,533,000	5,487,300	2,500,000	2,500,000
	継続受託農地	7,590,750	12,357,250	15,100,900	16,350,900
	受託農地計	17,123,750	17,844,550	17,600,900	18,850,900

(注)1.2016年度までは実績(確定値)であり、17年度以降は計画数字。

2.支援料は新規受託農地5万円/10a、継続受託農地2.5万円/10a

(出所)JA北つくば平成27年度総代会資料による。

3. JA 出資型法人による新規就農研修事業の拡大＝担い手から担い手育成へ

(1)背景と特徴

- ①JA 正組員戸数の減少→拡大の必要性
- ②家族経営における研修の困難化＝上限までの規模拡大による余裕不足
- ③技術研修から＋経営研修へ＝大規模法人での経験が重要
販売実習・経営管理実習
- ④借り入れ農地・施設の研修への移譲（のれん分け）＝農業生産法人で初めて可能
- ⑤大規模法人であること＝同期生・先輩・後輩との交流→地域で生きていく上での宝

(2)発展の二段階

- ①家族経営型新規就農＝独立・自営就農の先進事例
水田農業＝滋賀グリーン近江・グリーンパワー長浜
施設園芸＝ジェイエイファームみやざき中央
露地野菜作＝志布志町農業公社（そお鹿児島）
果樹作＝信州うえだファーム（りんご＋ワイン）・江刺グリーンファーム（りんご）
酪農＝浜中町就農者研修牧場
- ②法人経営設立型新規企業参入＝JA 浜中町・酪農王国→ MOW MOW ファーム
家族経営の経営継承だけでは地域農業を支えきれない現実（地域企業の参入）
富山市グリーンパワーなのはな：2011 年度 54ha →2012 年度 107ha へ
MOW MOW ファーム：設立初年度 178ha、搾乳牛 189 頭、初生牛・若牛等 150 頭
＝大規模経営の解散・離農の多発

(3) 新規就農者の農地確保にあたっての耕作放棄地・放棄施設の意義

耕作放棄地の活用は最先端の課題

＝農地の外延的拡大＋鳥獣害被害の縮小＋優良農地の維持・確保

＋耕作放棄地再生と新規就農の結合

信州うえだファーム／ジェイエイファーム宮崎中央／江刺グリーンファーム・・・

(4)JA 浜中町（北海道根釧）における先進的取り組み

①新規就農研修事業の展開

JA 浜中町＝根釧原野の酪農先進地：搾乳戸数 185 戸；成分無調整 4.0 牛乳（タカナシ乳業）、ハーゲンダッツアイスクリームの原料乳地帯

JA による酪農経営支援のうち担い手育成＝新規就農者研修事業＝**家族経営の継承**

- ・ 1983 年新規就農者受け入れ事業（**農家研修**）
- ・ 1989 酪農ヘルパー事業
- ・ 1995 コントラクター事業（作業受託）
- ・ **1991 就農者研修牧場（農協直営）→2004 年出資型法人へ移行（借入れ農地の利用）**

2013 年現在 37 組の新規就農実績（酪農経営の 2 割を占める）：分農場方式 3 経営独立
搾乳牛 40～50 頭（40～50ha）

②新規就農研修事業の飛躍＝JA 出資型農業生産法人“酪農王国”2009 年 7 月設立

i.地元関連企業 9 社の共同出資（建設・土木・運輸・飼料・乳業会社）

ii.いきなり大規模法人経営の設立（母体としての公共育成牧場）

iii.出資企業は農業関連企業というだけではない

最大の特徴

酪農王国を経由して出資企業が法人農業経営を立ち上げたこと

i.148ha、400 頭の大規模経営の倒産の危機

ii.出資企業の出向者が 2 年半の研修を積んで、撤退大規模経営の後継者の雇用も含めて法人経営を設立→ 従業員 6 名＋搾乳・乾乳牛 195 頭（合計 310 頭）

iii.JA 出資型法人の担い手育成＝家族農業経営の育成から法人経営の育成に飛躍

酪農王国の概要	
設立年月	2009 年 7 月
生産開始	2010 年 10 月
事業内容	牛乳の生産・販売／育成牛販売 預託事業（若牛の里から）
資本金	5000 万円
出資内訳	JA2500 万円／会社 9 社（4975 万円） 個人 2 名（25 万円）
従業員	9 名（企業出向者 3 名、直接雇用者 5 名、事務員 1 名）
ミルクিং パーラー	12 頭ダブル、パラレル方式
開設時投資	5億5360 万円

（出所）JA 浜中町の資料による。

表 酪農王国の生産実績

年月	2010年8月	2011年5月	2012年5月	2013年5月	2014年5月
成牛	313	312	289	361	348
うち搾乳牛	—	266	264	284	286
哺育・育成牛	—	134	172	161	211
その他	2	2	4	2	0
自己所有牛	315	448	465	524	559
預託受入牛	—	540	465	399	511
飼養管理頭数	315	988	930	923	1070
草地面積	391	391	391	391	391
従業員数	10(5)	11(6)	10(5)	9(3)	11(0)
生乳生産量 t	—	1,777	1,978	2,467	—
売上高 万円	4,458	23,459	24,935	30,070	—
売上高当期利益率%	▲115.7	▲15.5	0.9	0.6	—

（注）1. 牛乳生産量以下は2010～2013年度実績。

2. その他は記載年月現在の数字。

3. 従業員数は事務員1名を含み、カッコ内は出資企業からの出向者数。

4. 売上高当期利益率は税引き前。

（出所）JA 浜中町の資料による。

1JA に三つの出資型法人：研修牧場＋酪農王国＋若牛の里（初妊牛育成・販売）

4. 販路としての農産物直売所：耕畜連携と 6 次産業化の拠点＝産地の維持・発展

誰でもが参入できる直売→JA 生産部会組織との差違＝**新規就農者にとっての意義**

小規模生産者・高齢者・女性・新規参入者・・・消費者ニーズ学習の学校

＋大規模生産者の参入＝再生産価格での販売実現→市場・量販店の買いたたきへの挑戦

大規模直売所からコンビニ直売コーナーまで／スーパーと直売所の結合（棲み分け）
 野菜から果樹を経て、畜産物（牛肉・豚肉・卵）へと拡大
 加工・外食との結合（レストラン・バイキング・焼き肉・）

JA 出資型法人が支える直売所

JA いずみの「愛彩ランド」（大阪府南部岸和田市・泉大津市・和泉市など 4 市 1 町）

ポイント：

- ① 出資型法人は水稻・野菜苗の育苗
 +担い手育成事業（施設園芸）

→ 多様な品揃えを実現

- ② 野菜種子では冷蔵庫に眠ってしまう

が、苗は作付せざるをえず

（JA が配布⇒出資法人へ）

- ③ レストラン・加工施設併設

無駄のない出荷野菜の活用

- ④ 4.4ha の愛彩ランドの規模が活かしている

- ⑤ 委託販売（系統出荷）と直売所の並進的發展

- ⑥ 新規就農者：所得だけでなく、休暇や労働時間が重要（週休二日！）

JAいずみの農産物販売実績の推移(100万円)

年度	委託販売	直売所	計	備考
2009	946	—	946	JA合併
2010	961	—	961	
2011	948	1,060	2,008	直売所設置
2012	914	1,102	2,017	
2013	877	1,262	2,139	出資法人設立
2014	904	1,282	2,187	ららぽーと直売
2015	1,048	1,384	2,432	

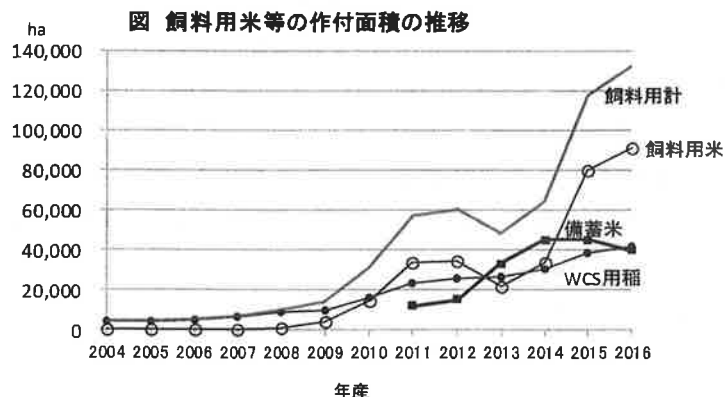
5. 耕畜連携の新しい局面＝地域農業の組織化と地域再生

- ① 飼料用米の活用を通じた耕畜連携＝TPP に抗して日本畜産が生き残る窮極の選択

養豚：大手（平田牧場・フリーデン）から“浜松とんきい”まで

直売所における畜産物・水産物の大きな意義（売上単価引上げ＝採算性向上）

信州うえだファーム：ワインによる新規参入（放棄地解消）＝6 次産業化



（出所）経営所得安定対策の支払実績面積などによる。

飼料用米政策の揺らぎ＝第 2 次安倍政権下の備蓄重視政策のブレ

農政における首尾一貫性の重要性

② 神奈川県伊勢原市 I 牧場

都市化地帯：酪農+ジェラート

3 代目 経産牛 44 頭+育成牛 5 頭（酪農教育ファーム）

+3.8ha デントコーン・エン麦+2.5ha 食用米・イタリアンライグラス

+家族経営 5 人従事

ジェラート工房は 9 戸が出資（野菜・果樹・茶などの耕種農家と酪農家）：JA 青年部活動の仲間

社員 5 人+パート 3 人

40 種類のうち 20～30 種に地元産の果樹・野菜・茶を利用+OEM 取引も実施
労働力は提携農家から+糞尿処理にも協力関係

原料乳＝200 円/kg 飲用乳 100 円/kg しかし、生産量の 5.5 t /350t＝1.6%

とはいえ、粗収益は生乳販売の 50%

○規模の経済重視→労働力排除→コストダウンと薄利多売＝地域経済活性化と対立的

○6 次産業化→労働力吸収→高付加価値化→相対的高価格化＝地域経済活性化と親和的
両者の同時的追求＝結合が必要

6. 新たな担い手としての集落営農法人の設立と JA の出資

①従来型の集落営農法人への出資：「つきあい」、「つなぎ留め」に止まる場合から積極的な支援まで

②集落営農（法人）の新たな展開＝広域連合化：山口・広島県など（小林元氏）

1 階（集落住民）→2 階（集落営農）→3 階（広域連合組織）

小規模 20ha 未満 100～200ha：JA の出資

JA あぶらんど萩（萩アグリ（株））／JA 南すおう／JA 長門大津（山口県）

③集落営農への一層積極的な関与なしに今後の地域農業維持は困難

7. 新しい動きとしての「家族経営」を包含した JA による農業経営

日本農業新聞 2016.9.25 1 面

JA 佐久浅間（株）グリーンフィールド 1999 年 7 月設立

資本金 5,000 万円（JA3,995 万円）

①遊休農地再生 20ha で米とキャベツ・レタス栽培

②2004 年から畜産事業開始

高齢化・後継者不足の畜産農家から畜舎を借り上げて肉用牛・肉豚生産

肉牛肥育 6 農場（和牛・F1・ホル雄）900 頭出荷／肉豚 3 農場 4500 頭出荷

離農農家や新規就農者 16 人に管理委託（1 頭当たりの管理料支払）

2013 年からは黒字化

③耕畜連携の実施：堆肥の還元